

委第3号議案

つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年9月18日

提出者 議会運営委員長 北 口 ひとみ

つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和62年つくば市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第5条第2項ただし書中「及び委員会」を「、委員会又は法第100条第12項の議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」に改める。

附 則

この条例は、令和2年11月30日から施行する。

つくば市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和62年つくば市条例第14号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>）第203条第4項の規定に基づき、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条—第4条の3 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表に掲げる職に相当する職員の受ける額に相当する額を支給する。ただし、招集に応じて議会、<u>委員会又は法第100条第12項の議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場</u>に出席したときは、別表に掲げる費用弁償を支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条 (以下略)</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号_____）第203条第4項の規定に基づき、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条—第4条の3 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表に掲げる職に相当する職員の受ける額に相当する額を支給する。ただし、招集に応じて議会<u>及び委員会</u>_____に出席したときは、別表に掲げる費用弁償を支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条 (以下略)</p> |